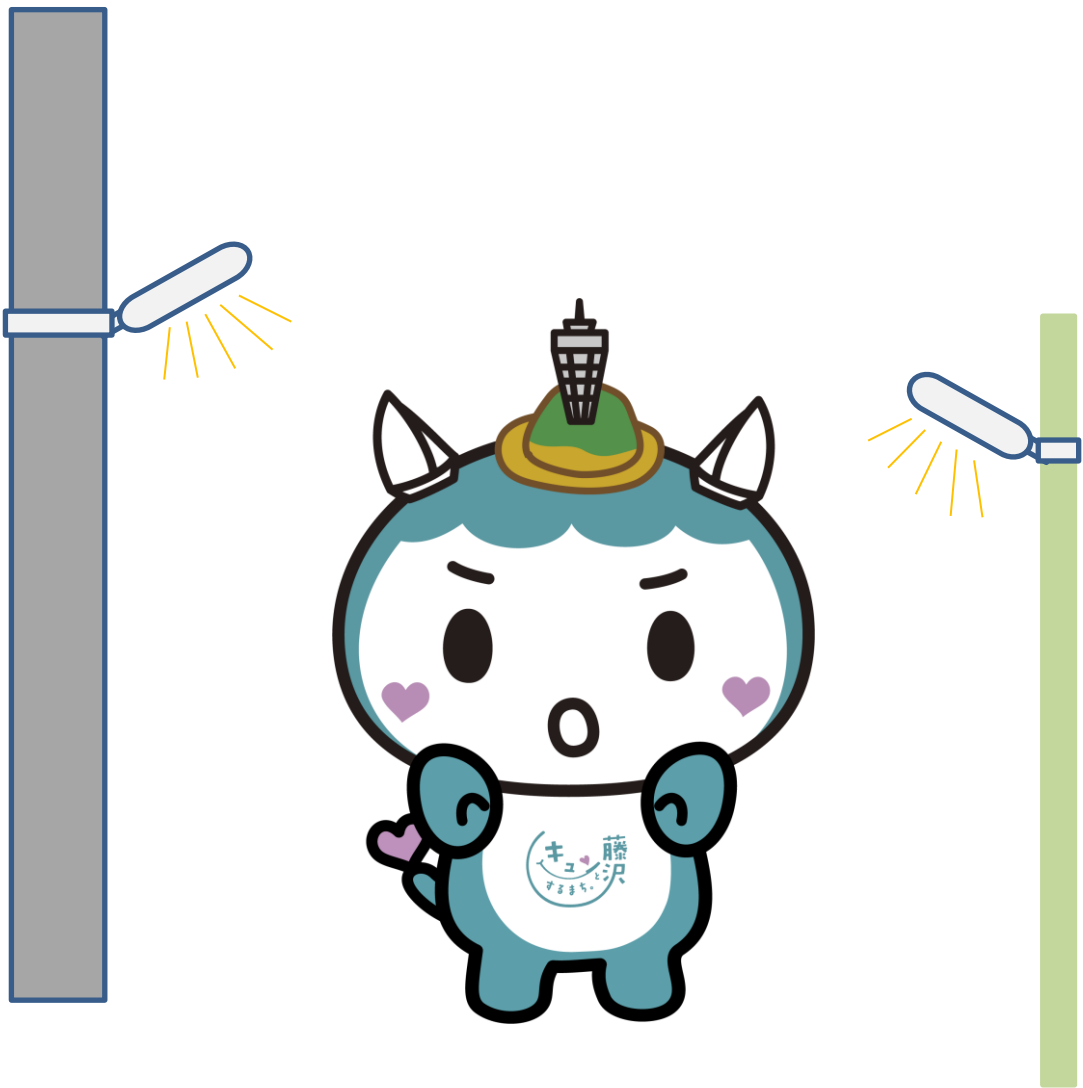


防犯灯マニュアル



2026年(令和8年)6月作成

藤沢市防犯連合協議会

目 次

1. 防犯灯について	2
2. 防犯灯の維持管理について	
2-1 防犯灯の補修・移設・撤去など	3
2-2 防犯灯の電気料	5
3. 防犯灯の新設について	
3-1 防犯灯設置に係るスケジュール	6
3-2 防犯灯設置申請の手続きについて	
(1) 設置場所の検討	7
(2) 土地所有者(管理者)との調整	7
<防犯灯の補助基準>	8
(3) 申請書類の作成・提出	9
3-3 設置費補助金交付決定後の手続きについて	
(1) 補助金交付決定後に必要な書類の提出について	10
(2) NTT 柱への添架申請について	11
(3) 市道の占用許可申請について	11
4. 防犯灯協力会加盟工事店名簿	14
5. 防犯灯施設賠償責任保険について	15
6. 防犯灯設置等に関する Q & A	16
7. 参考資料	
・委任状	19
・令和8年度防犯灯設置申請書	20
・防犯灯設置に関する同意(許可)書	22
・防犯灯構造図	23
8. 藤沢市防犯灯補助金交付要綱	25

1. 防犯灯について

防犯灯とは、夜間における市民の安全な通行と犯罪の抑止を図るための、道路を照らす照明灯(10W 以下の LED 灯)のことです。設置場所の状況に応じて、電柱に共架したものや、専用の柱に設置したものがあります。

現在、市内には約 33,900 灯の防犯灯があり、自治会・町内会等が設置、維持管理しています。市では、これらの防犯灯の設置費や補修費、電気料に対する補助事業を行っています。

なお、道路等の公共空間には、防犯灯のほかに、道路照明灯や商店街灯、公園灯などがあり、それぞれ管理者が異なります。



LED型防犯灯

《補助金に係る委任状について》

藤沢市では、「藤沢市防犯灯補助金交付要綱」に基づき、防犯灯の電気料、補修費及び設置費を補助していますが、自治会・町内会等の負担を軽減するため、補助金交付申請や受領については原則として自治会・町内会等から委任を受けた藤沢市防犯連合協議会が行っています。

なお、**委任状(P.19)は、自治会・町内会等の会長に変更が生じても再度提出する必要はありません。**

2. 防犯灯の維持管理について

1 防犯灯の補修・移設・撤去など

防犯灯の所有者は、自治会・町内会等です。維持管理のための主な活動は次の3つです。

- 防犯灯の点検
- 補修、移設・撤去等の対応
- 防犯灯調書、防犯灯位置図の作成など

※防犯灯位置図は、市が公開している防犯灯マップで代用することが可能です。

(1)防犯灯の点検

自治会・町内会等で管理している防犯灯については、日頃から点検し、必要に応じて電気工事店(防犯灯協力会加盟工事店名簿はP.14)に補修を依頼しましょう。

<主な点検項目>

- ア 不点灯、故障していないか。
- イ 柱の根元が腐食していたり、傾いていたたり、倒れそうになっていないか。
- ウ 昼間も点灯し続けていないか。
- エ 防犯灯の向きは歩道を照らしているか。
- オ 防犯灯調書、防犯灯位置図に載っていない管理者不明の防犯灯はないか。
- カ 明るい照明灯のすぐ近くに設置されていて、意味をなさない防犯灯がないか。
→上記のような防犯灯がある場合は、撤去をお願いいたします。
- キ 架線が垂れ下がっていないか。
- ク 防犯灯が樹木の枝葉に覆われていないか。
→土地の所有者(道路上の街路樹は、道路管理者(市道は道路維持課))にせん定を依頼するか、移設を検討しましょう。

(2)補修、移設・撤去等の対応

ア 補修

点検により防犯灯の不具合を確認したときは、防犯交通安全課に補修を依頼しましょう。その際は、住所や電柱番号、防犯灯番号等をお伝えください。

なお自治会・町内会等から電気工事店に直接補修の依頼をすることも可能です。

イ 移設・撤去

防犯灯を移設・撤去する場合は電気工事店に依頼してください。

工事完了後には、防犯灯設置状況変更届出書(第9号様式)(P.47)を電気工事店が作成し、市へ提出しますので、自治会・町内会等は内容確認をしてください。

※なお、防犯灯を移設するときは、防犯灯補助基準(P.8)に沿った移設場所であるかを確認しましょう。

<補修、移設・撤去に係る費用について>

防犯灯の補修費については、原則、市からの補助金で全額賄われるため、自治会・町内会等の負担はありません。

ただし、コンクリート等の掘削・復旧に係る費用や、その他の補修の補助上限金額(52,900円)を超える補修を行う場合の費用は、自治会・町内会等の自己負担となりますので、事前に電気工事店へ確認してください。

なお、補助金交付の手続きは、本協議会がまとめて行います。

<防犯灯協力会加盟工事店以外の電気工事店に補修・移設・撤去等を依頼する場合>

自治会・町内会等の負担を軽減するため、原則、防犯灯協力会加盟工事店に依頼をお願いします。加盟工事店以外に依頼する場合は、自治会・町内会等で補修費用を支払い、防犯灯補修費補助金交付申請書(第2号様式)(P.40)に、領収書と振込口座の通帳のコピーを添付して、市へ補助金の交付申請をしてください。

申請は工事した年度内に必ず行ってください。また、この場合の補助金額については、別表2(P.34～P.36)に定める単価が上限となり、この単価を超える分は自治会・町内会等の負担となります。

<10Wを超える灯具への変更について>(注意!)

藤沢市が補助を行う防犯灯は、原則として10W以下のLED灯です。それ以外の灯具に変更を希望する場合には、器具代金や補修費、電気料等のすべてが自治会・町内会等の負担による設置・維持管理となります。

(3)防犯灯調書の作成など

防犯灯調書とは、防犯灯の設置位置や、自治会・町内会等で定めた管理番号を記載した台帳のことです。防犯灯を管理するに当たっては、自治会・町内会等ごとに防犯灯調書(第10号様式)(P.48)を作成し、防犯灯を設置した電柱や専用柱に、自治会・町内会等名と管理番号を書いた防犯灯シールを貼ってください。

シールが必要な場合には、各市民センター又は防犯交通安全課にお問い合わせください。

※自治会・町内会等が解散、合併又は分離した場合の防犯灯の取扱い

自治会・町内会等同士で話し合いの上、解散、合併又は分離後に防犯灯の維持管理を最も適切に行える自治会・町内会等に引き継ぎ、防犯灯設置状況変更届出書(第9号様式)(P.47)を提出してください。

やむを得ず撤去する場合には、防犯灯協力会加盟工事店に依頼し、工事終了後に防犯灯設置状況変更届出書を工事店が作成し、市へ提出しますので、内容確認をしてください。

2 防犯灯の電気料

自治会・町内会等が設置する防犯灯については、原則としてその電気料を市が全額補助しています。電柱から電線を引いており、なおかつ電気供給契約が自治会・町内会等名となっているものについては、直接本協議会に請求が行われるため、自治会・町内会等の負担はありません。

ただし、電線を建物内から引いている場合は、その他の電気料と分離できないため、自治会・町内会等で一時的に立て替えていただき、その後、年度末に防犯灯電気料補助金交付申請書(第1号様式)(P.38)にて補助金申請してください。

3. 防犯灯の新設について

1 防犯灯設置に係るスケジュール

防犯灯の新設に係る費用は、原則として市が全額補助しています。防犯灯の設置を検討している自治会・町内会等は、次のスケジュールに沿って手続きをしてください。

時期	内容
6月	① 防犯灯マニュアル(本冊子)の送付 自治会・町内会等長へ、申請書と防犯灯マニュアルが届きます。
7月31日(金) 申請書提出期限 【厳守】	② 申請書類の作成・提出(詳細は P.7~を参照) 自治会・町内会等で、防犯灯を新設する必要のある場所を決定し、優先順位を付けたうえで、申請書類を作成し、提出してください。 【提出先】防犯交通安全課又は各市民センター
8月~10月	③ 現地確認等 設置希望場所について、補助基準に沿っているか等を市が調査します。
10月~	④ 補助金交付(不交付)決定通知書の送付 決定内容について、自治会・町内会等長宛に防犯灯設置費補助金交付・不交付決定通知書を送ります。 ⑤ 設置工事前に必要な許可申請の手続き及び許可書等の提出 (詳細は P.10 を参照) 設置場所に応じて、道路占用許可申請やNTT柱への添架申請などの手続きが必要となる場合があります。 <u>許可が下りましたら、許可書等の写しを防犯交通安全課へ提出してください。</u> ※申請によっては 2 週間以上かかりますので、速やかに申請してください。
11月~2月	⑥ 工事(工事状況により工事期間が延びる場合があります) 防犯灯協力会加盟工事店が、許可が下りたものから順次設置工事を行いますので、工事完了後、点灯確認をしてください。 防犯灯が問題なく設置されたことが確認できましたら、本協議会から防犯灯協力会へ設置に係る補助金が支払われます。

2

防犯灯設置申請の手続きについて

(1) 設置場所の検討

はじめに、自治会・町内会等において、防犯灯補助基準(P.8)に沿うよう、設置希望場所とその優先順位を検討してください。

ア 設置については、まずは既存の電柱に防犯灯を共架できないか検討してください。

イ 専用柱を設置する場合は、交通に支障をきたさないよう、道路以外の場所から検討してください。

ウ やむを得ず道路に専用柱を設置する場合は、設置後に道路(車道)の有効幅員が4メートル以上確保できることが必要です。また、道路が交差及び接続する場所では、見通しが悪くなりますので、交差及び接続する場所から少なくとも5メートル以上離してください。

道路に専用柱を設置する場合は、道路占用許可を受ける必要がありますので、防犯灯設置申請書提出前に必ず道路管理課へ設置の可否を相談してください。

エ 交通信号機及び道路標識等に支障のない場所を選んでください。

(2) 土地所有者(管理者)との調整

ア 民有地に設置する場合

個人や法人などの民有地内に設置する場合には、土地所有者の承諾が必要です。あらかじめ土地所有者と協議し、設置してよいことを確認しましょう。また、設置後に明るさ等でトラブルにならないよう、近隣住民にも確認しておきましょう。

イ 公共用地に設置する場合

やむを得ず道路上に設置する場合には、設置できない箇所もありますので、防犯灯設置の申請を行う前にあらかじめ道路管理者(市道なら市道路管理課、県が管理する道路なら藤沢土木事務所)に相談してください。

なお、設置場所が道路上であっても、隣接する土地の所有者にも了承を得ておきましょう。また、設置後に明るさ等でトラブルにならないよう、近隣住民にも確認しておきましょう。

その他、公園や市立学校などの行政機関が管理する土地に設置する場合は、市所管課(公園課、学校施設課など)やその他の行政機関(国、県など)へご相談ください。

→補助金交付決定後に、許可書や同意書の写しなど、防犯交通安全課に提出していただくものがあります。

詳細は 10 ページをご参照ください。

<防犯灯の補助基準>

防犯灯を新設・移設等する場合は、次の基準に沿って行う必要があります。適合しているか、チェックしましょう。

① 使用灯具の基準

- 灯具は、自動点滅器付き 10W 以下のLED灯**とする。
- LED防犯灯の新設及び交換補修にあたり、JR東海道線以南に設置する防犯灯については、耐塩型の灯具とする。

② 設置場所についての基準

- 設置場所は、道路^{*1}に沿って建てられた電柱**とする。ただし、近隣に共架できる電柱が無いなど、やむを得ない場合に限り専用柱を使用して設置することができる。(家屋の外壁等への直接の設置は行わない。)
- 車道と歩道が分離している場合は、歩道を照らすために設置する。
- 設置間隔は隣接する防犯灯及び道路等の照明に寄与する光源から25m以上**であること。ただし、次の理由により、やむを得ない場合は、この限りではない。
 - ア 隣接する防犯灯との間に著しい高低差又は曲線がある。
 - イ 隣接する防犯灯と照明器具の向きが異なる。
 - ウ 電柱の間隔が不均一で、他に共架する場所が無い。
- 専用柱は、鋼管ポールの強度を考慮し、電柱から 25m 以内とする。
- 専用柱を設置する場合は、高さ6.3mの専用柱を使用する。ただし、車両の通行がない歩道等に設置する場合は、高さ5.5mの専用柱を使用する。
- コア抜き工事^{*2}を要する場所に専用柱を設置する場合は、その工事費用を自治会・町内会等が負担することを承諾した場合にのみ設置する。**
- 灯具の設置高は、通常4.5mとする。ただし、車両の通行がない歩道等に設置する場合はそれ以下とすることができる。
- 架空線の高さは、通常5mとする。ただし、車両の通行がない歩道等は4mとすることができる。
- 道路等以外の照明を目的とした設置は行わない。**
- 行き止まりの道路については設置しない。**ただし、概ね5戸以上の利用に供されている道路等の場合は、この限りではない。
- 電柱から引き込みできない場所には設置しない。**電線を延伸する中間柱を設置する場合、その経費は自治会等の全額自己負担とする。**
- 設置場所については、**事前に隣接する住民と協議を行い、合意の上申請**しなければならない。
- 農地に隣接して設置する場合、事前に農地所有者と協議を行い、合意の上申請**しなければならない。

③ その他

- この要綱に基づく設置費に係る補助金の交付を受けずに設置した防犯灯の撤去費については、事前に市防連と協議の上、市長が必要と認めるものに限る。

※1:道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に定める道路及び一般交通の用に供せられているその他の道路で、市長が認めたものに限る。

※2:コンクリートの壁や床、構造物に穴をあける工事。

(3)申請書類の作成・提出

2026年(令和8年)7月31日(金)までに、次の書類を防犯交通安全課又は各市民センターに提出してください。

【提出書類】 令和8年度 防犯灯設置申請書 (P.20)

◇東電柱とNTT柱の見分け方

<a. 電柱にプレートが 1枚貼ってある場合>



プレートの上に東電のマークがある
→東電柱

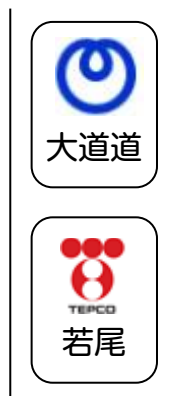
申請書の電柱番号欄には「若尾119」と記入



プレートの上にNTTのマークがある
→NTT柱

申請書の電柱番号欄には「大道幹右1/2」と記入

<b. 電柱にプレートが 2枚貼ってある場合>



下側に貼ってあるプレートが、電柱の管理者です。
したがって、左の例は東電の管理するものです。

※ただし、左記のような場合でも、東電の電柱番号が600番以上の場合は、NTTの扱いになります。

3 設置費補助金交付決定後の手続きについて

(1) 補助金交付決定後に必要な書類の提出について

設置場所や方法に応じて、補助金交付決定後に、道路占用許可申請などの手続きが必要となります。

許可が下りましたら、許可書等の写しを防犯交通安全課へ提出してください。

	東電柱に共架	NTT柱に共架	専用柱に設置
民有地	・土地所有者の <u>同意(許可)書</u> (参考様式は P.22)	・土地所有者の <u>同意(許可)書</u> (参考様式は P.22)	・土地所有者の <u>同意(許可)書</u> (参考様式は P.22)
市道		・ <u>道路占用許可書</u> (申請先:道路管理課)	・ <u>道路占用許可書</u> (申請先:道路管理課)
公園・市立 学校等の市 有地	・ <u>各所管課からの 許可書等</u> (申請先:公園課・学校施 設課など)	・ <u>各所管課からの 許可書等</u> (申請先:公園課・学校施 設課など)	・ <u>各所管課からの 許可書等</u> (申請先:公園課・学校 施設課など)
県道等、市以 外の行政機 関が管理す る土地	・ <u>当該行政機関 からの許可書</u> (申請先:県土木事務所 など)	・ <u>当該行政機関 からの許可書</u> (申請先:県土木事務所 など)	・ <u>当該行政機関 からの許可書</u> (申請先:県土木事務所 など)

※申請によっては 2 週間以上かかりますので、補助金交付決定の通知が届きましたら、速やかに申請してください。

※書類提出が必要であるにもかかわらず提出がない場合は、防犯灯設置工事ができませんので、必ず提出してください。

(2)NTT 柱への添架申請について

NTT柱に防犯灯を共架する場合は、NTT から許可を得る必要があります。

令和8年度から申請が電子化され、NTT への申請は藤沢市防犯連合協議会が行いますので、P.10 に記載の必要書類を市に提出してください。なお、NTT へ申請した結果、不許可になる場合もありますので、ご了承ください。

(3)市道の占用許可申請について

道路上に専用柱を立てて防犯灯を設置する場合、道路占用許可を受ける必要があります。この許可を受けるために、防犯灯設置の補助金交付決定後、道路法第 32 条に基づく道路占用許可申請書を道路管理課に提出していただきます。

ただし、埋設物があるなどの理由で許可を受けられない場合がありますので、防犯灯設置申請書提出前に必ず道路管理課へ設置の可否を相談してください。なお、道路占用許可が下りない場合は、防犯灯設置の補助金交付決定を受けていても、設置できませんので、ご了承ください。

専用柱の道路占用許可は、道路の敷地以外に余地がないなど、やむを得ない場合になされるものです。申請に当たっては、次の点について留意してください。

◇関係者との話し合い

- ①設置を希望する場所が道路上であっても、隣接する家屋の住人及び土地所有者に了承を得てください。
- ②道路管理課に設置の可否を相談してください。
- ③道路占用許可申請書を提出する前に自治会長や隣接住民、工事業者と立ち会いを行い、設置場所を確認してください。

◇防犯灯の構造

倒壊及び落下等により道路の構造又は交通に支障をきたすことがないような構造としてください。架空線の高さは、通常 5m としてください。ただし、車両の通行がない歩道等は4mとすることができます。

◇道路占用許可申請に必要な書類等

ア 申請書	1部	
イ 案内図	1部	当該場所がわかる縮尺 1/500～1/2000 程度の地図
ウ 構造図	1部	P.23・P.24参照
エ 平面図	1部	支柱を設置した後の有効幅員等を記入 道路を掘削する場合には掘削面積が計算できる図面
オ 縦断図・横断図	1部	
カ 写真	1部	

◇道路占用許可申請書の提出時期

当協議会から防犯灯設置費補助金交付決定の通知が届きましたら、速やかに提出してください。道路占用許可申請書の提出から許可が下りるまで2週間程度かかります。

◇市ホームページ掲載場所

申請書のダウンロードや申請手続きの詳細は、市ホームページをご覧ください。

(ホーム>暮らし・環境 > まちづくり・都市計画 > 道路・橋りょう > 道路の維持管理 > 道路の占用・掘削工事の許可)

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/rosei/machizukuri/kotsu/kanri/koji-kyoka.html>

◇問い合わせ先(申請先)

藤沢市役所 分庁舎 4階 道路管理課(電話:0466-50-3546【直通】)

◇その他

- ・設置場所の道路境界が確定されていない場合かつ市道として認定されていない場合は許可されません。
- ・設置予定場所が市道として認定されている道路であっても、民有地である場合には、事前に土地所有者の承諾が必要になります。
- ・占用許可前に防犯灯の設置工事はできません。
- ・占用の期間は5年間です。その後も継続して占用する場合には、更新の手続きが5年ごとに必要となります(期間満了が近づきましたら、更新手続きの案内が市道路管理課から届きます)。
- ・占用期間中及び更新時に申請者の名義(会長名)が変更になった時は、速やかに道路占有者住所等変更届を市道路管理課へ提出してください。
- ・占用期間中に防犯灯を撤去する場合には、着工前に撤去の申請を市道路管理課へ提出してください。
- ・補助金交付決定後であっても、道路占用許可が下りない場合には、市から当該補助金の交付決定が取り消されます。

記入例

道路占有許可申請書
協議

新規	更新	変更	番号 第	号
----	----	----	------	---

年 月 日

藤 沢 市 長 様

〒

住 所 自治会・町内会の会長の住所
氏 名 自治会・町内会名 と 会長の氏名
担当者 この申請に関する連絡責任者の氏名
連絡先 上記連絡責任者の電話番号

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

道路管理課の窓口の認定路線
網図又はふじさわキュンマップ
のウェブサイトで確認できます。

占有の目的	防犯灯設置のため		
占有の場所	路線名	辻堂〇〇号線	
	場所	藤沢市辻堂〇番地 他1件	
占有物件	名 称	規 模	数 量
	防犯灯	別紙 構造図のとおり	設置する基数を 記入 (例:2基)
占有の期間	2026年〇月〇日 から 2031年3月31日 まで 日間	占有物件 の 構 造	別紙設計書及び仕様書のとおり
工事の期間	2026年〇月〇日 から 2027年3月31日 まで 日間	工事实施 の 方 法	(掘削面積) □直営 □請負 長さ 幅 面積 0.4 m 0.4 m 0.16 m ²
道路の 復旧方法	仮復旧 (理由 本復旧	添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 案内図(掘削延長が20m以上の管の埋設の場合は3部) <input checked="" type="checkbox"/> 平面図(占有位置、掘削面積、復旧面積) <input checked="" type="checkbox"/> 構造図 <input checked="" type="checkbox"/> 縦断面図・横断面図 <input checked="" type="checkbox"/> 現況写真
減免事由	藤沢市道路占用料徴収条例第6条 □第1号 □第2号 (□供給管について □第1号及び第2号 □第10号 (□支柱・支線について) <input checked="" type="checkbox"/> その他(第 6 号)に該当するので、 藤沢市道路占有規則第27条に基づき減免申請します。		
備 考	施工業者名 例:〇〇電気商会(施工業者の連絡先:〇〇-〇〇〇〇) 変更理由		

始期日は、この申請書の
提出日から15日を経過し
た日以降としてください。

【工事の期間】の
始期日
と同日としてください。

4. 防犯灯協力会加盟工事店名簿 (2026年4月現在)

	工事店名	住所	電話	FAX
1	(株)東光電機	藤沢市下土棚 394-8	44-0063	44-0076
2	(有)柳沢電気商会	藤沢市長後 776	44-1217	45-3438
3	(株)やまもと電器	藤沢市大庭 5348-16	87-8538	87-8358
4	下山電気商会	藤沢市大庭 5234-1	090-2537-1409	—
5	愛理喜電設(株)	藤沢市湘南台 3-9-16	45-5918	44-9484
6	鈴木電気商会	藤沢市亀井野 1-12-10	81-3177	84-1179
7	(有)河江電気商会	藤沢市用田 1064	48-3559	48-8221
8	(有)森電気商会	藤沢市瀬郷 578-5	48-2827	48-1139
9	飯島電機	藤沢市遠藤 3913-1	080-1094-1474	—
10	(株)相模電設	藤沢市石川 2-5-1	86-0715	86-0720
11	(有)康和電気	藤沢市石川 644-1	87-9525	87-7866
12	太陽電設	藤沢市葛原 2360-8	48-2138	48-2138
13	(株)鵜沼昭電社	藤沢市鵜沼海岸 2-2-8	36-7795	33-6882
14	雄高電設(株)	藤沢市石川 5-22-19	87-3333	88-0072
15	(有)相模電気商会	藤沢市羽鳥 3-19-10	34-4503	34-8179
16	(株)誠進電業社	藤沢市辻堂元町 5-16-29	34-2415	34-5059
17	(有)植木電気	藤沢市辻堂 4-11-5	36-0327	34-0508
18	エース電設	藤沢市辻堂新町 3-8-20	36-4009	36-4009
19	(株)関口電気工事	藤沢市本町 3-17-13	23-2751	23-2885
20	(資)藤沢江電社	藤沢市弥勒寺 3-4-11	22-3029	22-3059
21	(有)長谷川電気工事店	藤沢市善行坂 1-5-23	81-6451	82-9981
22	上原電気商会	藤沢市柄沢 1-1-12	23-2712	23-2955
23	増子電気工事(株)	藤沢市善行 1-23-6	81-6119	81-8601
24	(有)相原電気工事店	藤沢市大庭 8175	81-6204	82-3966
25	(株)齊藤電工	藤沢市鵜沼神明 4-1-2	25-3133	25-1299
26	ティーエレクトク	藤沢市片瀬目白山 3-12	22-9332	63-9331
27	(株)コムロデンキ藤沢	藤沢市遠藤 629-8	87-8061	87-0919

※自治会・町内会等毎に担当する工事店が決まっていますので、**担当工事店にご連絡ください。担当工事店が分からない場合には、防犯交通安全課までお問い合わせください。**

5. 防犯灯施設賠償責任保険について

防犯灯が落下するなどして、他者に損害を与えてしまった場合に備え、防犯灯施設賠償責任保険に加入しています。

(1) 保険の概要

この保険は、自治会・町内会等等が設置・管理する防犯灯(電柱共架、単独専用柱)の設置上の欠陥や管理の不行き届きが原因で、第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を賠償責任保険で対応するものです。

(2) 保険の対象

市内にある自治会・町内会等等が設置・管理する防犯灯

(保険対象期間の前年度末現在の防犯灯設置灯数を基準とし、当該年度に増減があった場合においても年間保険料金の増減はしないものとする。)

(3) 保険金額

対人賠償	1名 1億円	1事故 2億円
対物賠償		1事故 2,000万円

上記の金額を限度として次の費用を支払う。

被害者に対する治療費・入通院費・慰謝料・休業損・葬儀代・死亡による逸失利益・物の修理代等の損害賠償金

(4) 保険契約者

藤沢市防犯連合協議会

(5) 被保険者

藤沢市防犯連合協議会

(6) 保険対象外となる場合の例

- ア 保険契約者・被保険者・保険受取人の故意
- イ 戦争・変乱・暴動・労働争議・政治的社会的騒じょう
- ウ 地震・噴火・津波・洪水または類似の自然現象
- エ 改築等の工事に起因する事

6. 防犯灯設置等に関するQ&A

1 防犯灯の設置について

- (1) Q.防犯灯を新設したいが、電柱に共架すると隣接防犯灯との距離が20mしかありません。専用柱であれば25mとなりますが、専用柱を設置したほうが良いですか。
A. 近くに電柱が無いなど、やむを得ない場合を除いて、電柱共架となります。今回のケースは、電柱の間隔が不均一で、他に共架する場所が無いいため、隣接する防犯灯との距離が25m未満でも電柱共架で設置することになります。【藤沢市防犯灯補助金交付要綱 別表 1(P.32) 補助基準2(1)(3)】
- (2) Q. 隣接する防犯灯との距離は25m以上ありますが、その間に道路照明があります。道路照明との距離は約15mですが設置できますか。
A. 道路照明から距離が近いため、防犯灯を設置することができません。【補助基準2(3)】
- (3) Q. 隣接する防犯灯との距離は15m程度しかありませんが、その間にカーブがあり、見通しが悪いです。この場合は防犯灯を設置できますか。
A. 防犯灯間の距離は原則25m以上ですが、見通しが悪い場所については設置できる可能性があります。申請後に現場を確認して判断します。【補助基準2(3)】
- (4) Q. 近くにある月極駐車場が暗いため、防犯灯を設置したいのですが、駐車場を照らす照明は設置できますか。
A. 道路等以外を照らす目的で防犯灯を設置することはできません。【補助基準2(9)】
- (5) Q. 新たに分譲住宅が完成し、それに伴い行き止まりの道ができたのですが、防犯灯は設置できますか。なお分譲住宅は4棟です。
A. 行き止まりの道路に防犯灯を設置する場合は、5棟以上が対象となりますので、設置できません。【補助基準2(10)】
- (6) Q. 防犯灯を設置したい場所から、隣の電柱まで25m以上離れていますが、防犯灯は設置できますか。
A. 距離によっては、中間柱が必要な場合もあります。中間柱の設置にかかる費用は自治会・町内会等の負担となります。【補助基準2(11)】
- (7) Q. 駐車場の出入口付近の電柱に防犯灯を設置予定ですが、駐車場の土地所有者がわかりません。土地所有者の承諾を得ずに防犯灯を設置できますか。
A. 防犯灯を設置する際は、必ず土地所有者の承諾が必要です。土地所有者が不明な場合は、法務局で登記事項要約書を取得するなどして、土地所有者を特定し、事前に承諾を得るようにしてください。【補助基準2(12)】

2 防犯灯の維持管理について

- (1) Q. 防犯灯の維持管理はどのようにすればよいですか。
A. 灯具が正常に点灯しているか、専用柱の根元が腐食していないかなど、P. 3の点検項目を確認の上、自治会・町内会等で日頃から点検をしてください。
- (2) Q. 防犯灯に貼っている防犯灯シールがはがれそうですが、どうすれば良いですか。
A. 各市民センター又は防犯交通安全課にシールがありますので、窓口で受け取ってください。
- (3) Q. 私たちの自治会・町内会等は電気料について、年度末に一括して補助金が交付されていますが、補助金の交付額の根拠はどうなっていますか。
A. 補助金の交付額は、東京電力エナジーパートナー株式会社の「特定小売供給約款」に基づく契約種別の公衆街路灯Aに該当する額(照明器具のワット数に応じて決められている定額制のもの)により算出した金額になります。従量制の契約となっている場合でも、電気料補助金額は上記算出方法で算出した金額となります。(藤沢市防犯灯補助金交付要綱第4条第1項第1号)

3 防犯灯の補修について

- (1) Q. 防犯灯の補修をする際はどのような手続きをすればよいですか。
A. 灯具の不点灯や専用柱の腐食等の補修については、自治会・町内会等の名称、防犯灯の住所や管理番号、電柱番号等を伝え、防犯交通安全課に依頼してください。
※引き続き自治会・町内会等から担当の電気工事店に依頼することも可能です。
移設・撤去につきましては、自治会・町内会等から担当の電気工事店に依頼してください。(担当の電気工事店が不明な場合は、防犯交通安全課までご連絡ください。)
- (2) Q. 専用柱に設置されている防犯灯の移設を検討していますが、移設を予定している場所の近くに電柱があります。電柱に移設をしたほうが良いですか。
A. 近くに電柱が無いなど、やむを得ない場合を除いて、電柱共架となりますので、電柱へ移設してください。【補助基準2(1)】
- (3) Q. 道路の拡幅工事をしたため、専用柱から近くの東電柱に防犯灯の移設を検討しています。ただ、移設予定の電柱から15mほどの距離にすでに防犯灯が設置されています。この場合は移設できますか。
A. 移設の場合も補助基準は適用されるため、隣接する防犯灯から25m以内に防犯灯を設置することはできません。隣接する防犯灯から25m以上離れた場所に移設する又は撤去することになります。【補助基準2(3)】

4 自治会・町内会等の解散、合併、分離について

- (1) Q.自治会・町内会等を解散する予定ですが防犯灯はどうすればよいですか。
- A.自治会・町内会等が解散した場合は、ア～ウの3とおりの方法が考えられます。自治会・町内会等を解散する前に、自治会・町内会等内で十分に検討した上で、防犯交通安全課にご相談をお願いします。
- ア 近隣の自治会・町内会等に防犯灯を移管する。
- イ 防犯灯を管理する組織を設立し移管する。
- ウ (ア、イの対応が難しい場合は)防犯灯を撤去する。
- (2) Q.自治会・町内会等の合併等で防犯灯を移管する場合はどのような手続きが必要ですか。
- A.移管元、移管先それぞれから、藤沢市に防犯灯設置状況変更届出書(第9号様式)(P.47)を提出する必要があります。また、東京電力等の電力会社に対して、防犯灯の名義変更の手続きも必要となります。
- (3) Q.自治会・町内会等の分離を予定していますが、自治会・町内会等の境界にある防犯灯はどちらが管理すれば良いですか。
- A.どちらの自治会・町内会等が管理しなければならない決まりはありませんので、自治会・町内会等同士で相談の上、管理すべき自治会・町内会等を決定してください。

7. 参考資料

No. _____

委 任 状

受任者 藤沢市朝日町 1 番地の 1
藤沢市防犯連合協議会
副会長 田中 隆夫

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 「藤沢市防犯灯補助金交付要綱」に基づく、防犯灯電気料補助金、防犯灯補修費補助金、及び防犯灯設置費補助金の交付申請、請求、受領及び事業報告に関すること。
- 2 復代理人の選任に関すること。

なお、受任者又は委任者の代表者に変更が生じた場合においても、この委任の効力には変更が生じないものとします。

年（令和 年） 月 日

委任者（自治会長・町内会長）

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ 印

（自署の場合には押印不要です。）

代表者住所 _____

令和 8 年度 防犯灯設置申請書

年 月 日

藤沢市防犯連合協議会会長

申請者 団体名 _____

代表者氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

連絡責任者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

次のとおり申請します。

1 設置希望場所 (設置希望場所が複数ある場合、優先順位をつけてください。)

優先 順位	住所	設置場所	設置方法	電柱番号 (※)
		<input type="checkbox"/> 道路内 <input type="checkbox"/> 道路外	<input type="checkbox"/> 電柱共架 <input type="checkbox"/> 専用柱	
		<input type="checkbox"/> 道路内 <input type="checkbox"/> 道路外	<input type="checkbox"/> 電柱共架 <input type="checkbox"/> 専用柱	
		<input type="checkbox"/> 道路内 <input type="checkbox"/> 道路外	<input type="checkbox"/> 電柱共架 <input type="checkbox"/> 専用柱	
		<input type="checkbox"/> 道路内 <input type="checkbox"/> 道路外	<input type="checkbox"/> 電柱共架 <input type="checkbox"/> 専用柱	
		<input type="checkbox"/> 道路内 <input type="checkbox"/> 道路外	<input type="checkbox"/> 電柱共架 <input type="checkbox"/> 専用柱	
		<input type="checkbox"/> 道路内 <input type="checkbox"/> 道路外	<input type="checkbox"/> 電柱共架 <input type="checkbox"/> 専用柱	

(※) 専用柱に設置する場合は、電線を引き込むための最寄りの電柱番号を記載してください。

2 添付書類

設置希望場所の略図

(住宅地図等に次の点に注意して防犯灯の設置希望場所を明記してください。)

- ・設置希望場所を明確に赤丸で示してください。
- ・道路上なのか、私有地内なのかなど、はっきり分かるように記入してください。
- ・設置希望場所それぞれに優先順位や電柱番号等を記入してください。

※提出前に裏面のチェックリストにチェックをしてください。

(裏面に続く)

3 防犯灯設置申請に関するチェックリスト

(1) 設置間隔（どれか1つにチェックをしてください。）

- 隣接する防犯灯から2.5m以上離れている。
- 隣接する防犯灯から2.5m以内だが、隣接する防犯灯との間に著しい高低差又は曲線がある。
- 隣接する防犯灯から2.5m以内だが、照明器具の方向が異なる。
- 電柱の間隔が不均一で他に設置する場所がない。

(2) 行き止まり道路の場合

- 概ね5戸以上（集合住宅の場合は、1部屋1戸とする。）の利用に供されている道路である。

(3) 民有地に防犯灯を設置する場合

- 防犯灯を設置する予定の土地の所有者の同意を得ている。（同意書の写しの提出は交付決定後です。）

(4) 公共用地に防犯灯を設置する場合

- 道路占用許可や行政財産の目的外利用等の許可が必要な場合は、所管課等に事前に相談している。（防犯灯マニュアルP.10参照）

(5) 専用柱を設置する場合

- 近隣に共架可能な電柱が無い。
- 隣接する電柱又は鋼管ポールから2.5m以内である。
- 隣接する電柱又は鋼管ポールから2.5mを超える場合は、自治会・町内会等の負担で中間柱を設置することに承諾している。
- 設置場所がコンクリートの場合は、自治会・町内会等の負担でコア抜き（穴あけ）工事をすることを承諾している。（アスファルトであれば、コア抜き工事は不要です。）

(6) 隣接している住民等の承諾

- 隣接している住民が、防犯灯の設置に合意している。
- 農地に隣接している場合は、農地所有者が防犯灯の設置に合意している。

(7) その他

- 設置予定の電柱が樹木等で覆われていない。（樹木等で覆われている場合は、土地所有者に剪定を依頼してください。）

防犯灯設置に関する同意（許可）書

（自治会・町内会等）

会長 _____ 様

私は、自治会・町内会等内の防犯や安全の観点から、次の内容について同意（許可）します。

- （1）自治会・町内会等で維持管理する防犯灯を、私が所有する土地に設置すること。
- （2）防犯灯の設置工事や補修工事が円滑に進むよう協力すること。
- （3）防犯灯に関し、状況の変更が必要な場合は、自治会・町内会等と協議すること。
- （4）期間は防犯灯の設置から、撤去までの範囲とする。
- （5）その他必要な事項があれば、これを別に定めること。

以 上

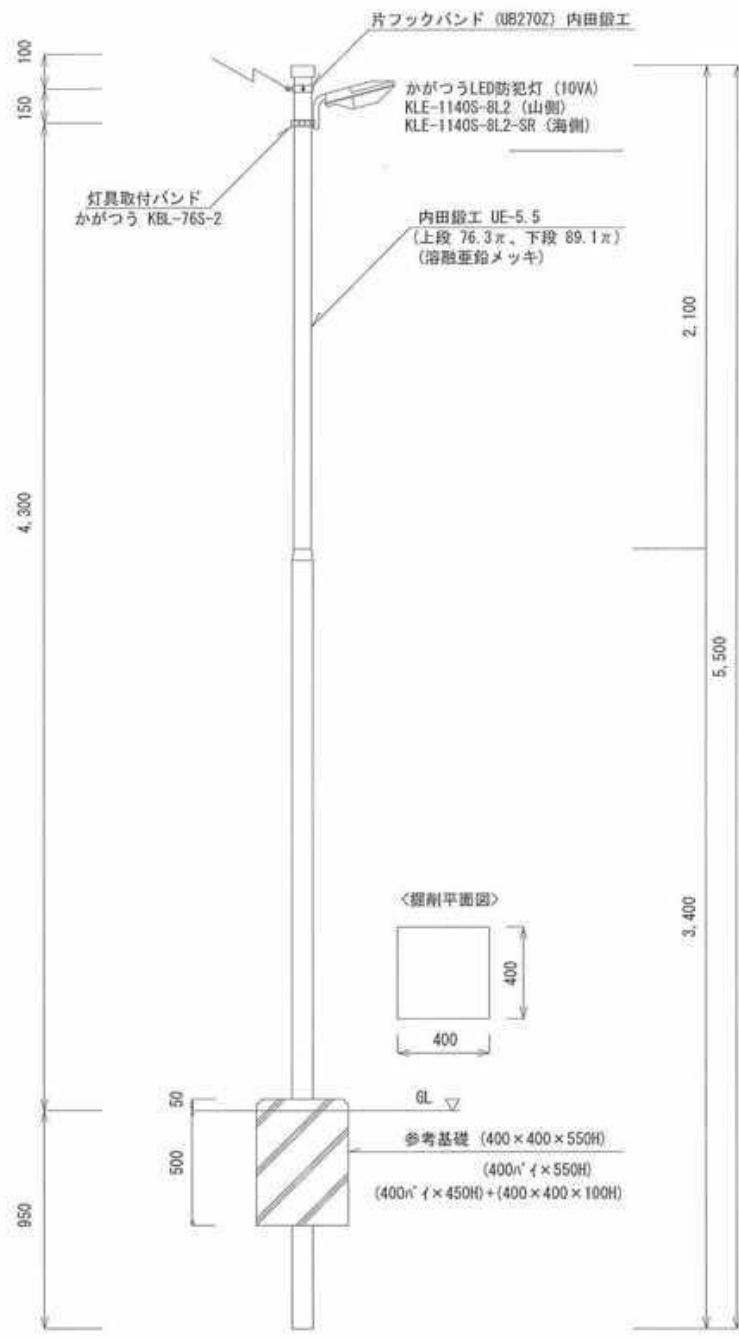
設置場所：藤沢市

年 月 日

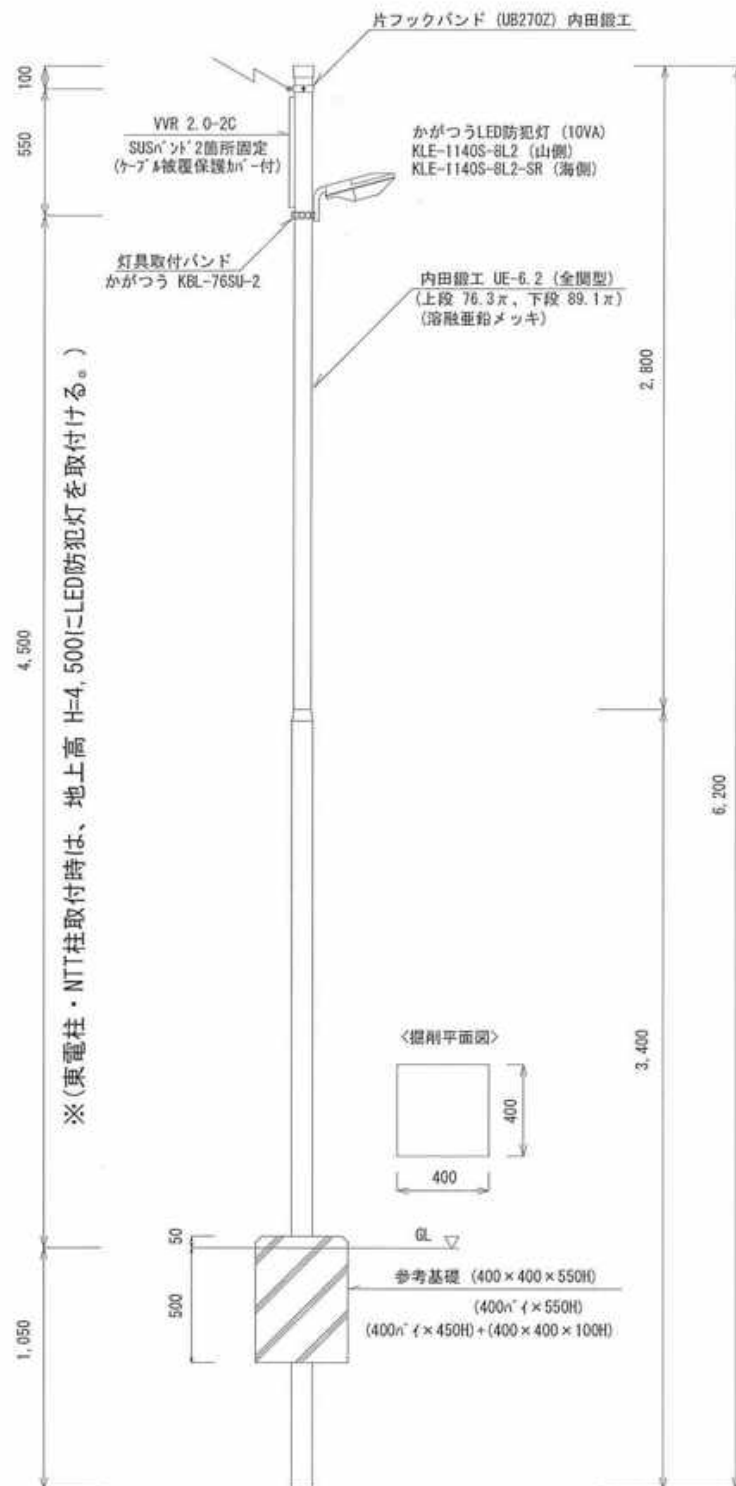
土地所有者

住所： _____

氏名： _____ 印



防犯灯構造図 (5.5mセパレートポール)
歩道部・遊歩道部箇所の詳細図



防犯灯構造図 (6.2mセパレートポール)

8. 藤沢市防犯灯補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市補助金交付規則（昭和35年7月28日規則第11号（以下「規則」という。））第12条に基づき、夜間における市民の安全な通行と犯罪の抑止を図るため、自治会等が設置する防犯灯の電気料、補修費及び設置費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯灯 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 夜間における市民の安全な通行と犯罪の抑止を図るために自治会等が設置するもので、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者との間で公衆街路灯契約を締結し、かつ道路等に沿って建てられた次号に規定する電柱又は第3号に規定する専用柱に取付けた電灯

イ ア以外のものであって、市長が防犯上特に必要と認める電灯

(2) 電柱 空中に張った電線等を支持するため、電力会社又は通信会社が所有する柱をいう。

(3) 専用柱 専ら防犯灯の灯具を設置するための鋼管ポールをいう。

(4) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に定める道路及び一般交通の用に供せられているその他の道路であって市長が認めたもの。

(5) 自治会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、その他防犯灯を維持管理することを目的として形成された団体をいう。

(6) 藤沢市防犯連合協議会 市長を会長とした、藤沢市内における自主防犯活動の推進及び発展に寄与することを目的として形成された団体をいう。

(7) 藤沢市防犯灯協力会 藤沢市防犯連合協議会（以下「市防連」という。）及び自治会等からの申込みを受け、防犯灯の設置及び補修を業として行う者を会員とし、夜間における市民の安全な通行と犯罪の抑止に協力することを目的として形成された団体をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、防犯灯に係る電気料、補修費及び設置費とする。ただし、防犯灯のうち、第2条第1項第1号イに規定するものに係る設置費については、補助の対象としない。

2 補助の対象となる、防犯灯の補助基準については、別表1に定めるところによる。

3 市長は、前項の基準を満たさない防犯灯に係る経費について補助を取り消すことができる。

4 補助は、防犯灯を維持管理する自治会等に対して行う。

- 5 自治会等は、電気料に係る補助金（以下「電気料補助金」という。）の交付申請、請求、受領及び事業報告を市防連及び自治会等に属する共同住宅の管理団体等（以下「共同住宅の管理団体等」という。）に委任することができる。この場合において、自治会等の代表者が委任した旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。
- 6 自治会等は、補修費に係る補助金（以下「補修費補助金」という。）又は設置費に係る補助金（以下「設置費補助金」という。）の交付申請、請求、受領及び事業報告を市防連に委任することができる。この場合において、自治会等の代表者が委任した旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助金の額）

第4条 市長は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額を補助するものとする。

- (1) 電気料補助金 電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第1項又は第2項ただし書の規定により、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款及び経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（以下「供給約款等」という。）に基づき算定される公衆街路灯に係る料金の額。
- (2) 補修費補助金 別表2に定めるところによる。ただし、別表2に特段定めのない補修については52,900円に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額を限度とする。
- (3) 設置費補助金 別表3に定めるところによる。

（電気料補助金の申請手続）

第5条 電気料補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者又は当該自治会等の代表者から委任を受けた共同住宅の管理団体等の代表者は、防犯灯電気料補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯灯調書（第10号様式）
 - (2) 直近月分の電気料金領収書又は領収した事実がわかるものの写し
 - (3) 振込口座の通帳の写し
 - (4) 防犯灯位置図
 - (5) 委任状（申請者と異なる団体等へ振り込む場合）
- 2 設置費補助金の交付を受けずに設置された防犯灯の電気料補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、事前に市防連と協議の上、防犯灯電気料補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第5項の規定に基づき、電気料補助金の交付申請、請求、受領及び事業報告を市防連に委任している自治会等の代表者は、防犯灯電気料補助金交付申請書（第1号様式）に代えて、防犯灯設置状況変更届出書（第9号様式）を、第2号及び第3号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- (1) 防犯灯調書（第10号様式）
 - (2) 防犯灯製品仕様書

(3) 防犯灯位置図

3 電気料補助金の交付を受けようとする自治会等から委任を受けた市防連の代表者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を防犯灯電気料補助金交付申請書(第1号様式)に添えて市長に申請しなければならない。

(1) 年度当初に一括して電気料を支払う場合

ア 一括前払契約における前払金請求書

イ 前払金から電気料金への充当結果についてのお知らせ

(2) 各月ごとに電気料を支払う場合

ア 前年度防犯灯電気料実績報告書

(補修費補助金の申請手続)

第6条 補修費補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、防犯灯補修費補助金交付申請書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

(1) 補修費の領収書の写し

(2) 振込口座の通帳の写し

2 市防連に補修費補助金にかかる申請手続きを委任した自治会等は、藤沢市防犯灯協力会に補修の依頼をすることができる。この場合、自治会等の代表者は工事が完了したことを確認しなければならない。

3 補修費補助金の交付を受けようとする自治会等から委任を受けた市防連の代表者は、防犯灯補修費補助金交付申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 防犯灯補修費請求書

(2) 補修費補助金自治会別一覧表

4 補修工事完了日(点灯確認日等)の属する年度を超えて補助金の申請をすることはできない。

(設置費補助金の申請手続)

第7条 市防連に設置費補助金にかかる手続きを委任した自治会等の代表者は、市防連が、定める規定に基づき申請書類を作成し、市防連に提出しなければならない。

2 設置費補助金の交付を受けようとする自治会等から委任を受けた市防連の代表者は、次に掲げる書類を防犯灯設置費補助金交付申請書(第4号様式)に添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業収支予算書(第5号様式)

(2) 事業計画説明書

(3) 自治会別設置内訳書

(4) 防犯灯設置申請書の写し

(補助金交付決定等)

第8条 市長は、第5条から第7条までの規定により補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、防犯灯補助金交付・不交付決定通知書(第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 設置費補助金の交付を受けようとする自治会等から委任を受けた市防連の代表者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) NTT柱に共架する場合

ア NTT添架申請書兼契約書の写し

(2) 民有地に防犯灯を設置する場合

ア 土地所有者の同意又は許可を得たことが分かる書類の写し

(3) 公有地に防犯灯を設置する場合(市道の電柱に共架する場合を除く)

ア 土地所有者等の許可を得たことが分かる書類の写し

3 前項の書類を提出できない場合は、交付決定を取り消すことがある。

(届出義務)

第9条 設置費補助金の交付決定通知を受けた市防連の代表者は、防犯灯設置事業に着手するときにあつては、事業着手届(第7号様式)を、完了したときにあつては、事業完了届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第10条 第8条の規定により、補助金交付決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書(第11号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書(第12号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第11条 電気料補助金は、規則第7条の規定に基づき、交付決定した年度の年度末に一括して交付するものとする。ただし、自治会等が市防連に補助金の交付申請等を委任した場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市防連が供給約款等の規定に基づき小売電気事業者に対し年度当初に一括して電気料を支払うときにあつては、年度当初に一括して交付する。

(2) 市防連が供給約款等の規定に基づき小売電気事業者に対し各月ごとに電気料を支払うときにあつては、当該月ごとに交付する。

2 前項ただし書き第2号の場合においては、年度当初に一括して交付の決定を行い、年度末に事業計画の変更をするものとする。

3 補修費補助金は、市長が補助金交付を決定後、速やかに交付するものとする。

4 設置費補助金は、市長が事業完了届(第8号様式)及び請求書を受領後、速やかに交付するものとする。

(事業実績報告書の提出)

第12条 設置費補助金の交付を受けたものは事業実績報告書(第13号様式)に、電気料補助金又は補修費補助金の交付を受けたものは事業完了届兼事業実績報告書(第14号様式)に、それぞれ収支決算書(第15号様式)を添えて、速やかに市長へ提出しなければならない。

(防犯灯の管理)

第13条 自治会等は、防犯灯調書(第10号様式)と自治会等が管理する全ての防犯灯の配置図面を整備し、管理を徹底するとともに、防犯灯の設置状況に変更があったときは、防犯灯設置状況変更届出書(第9号様式)を市長に届け出なければならない。

(単価表の改定)

第14条 市長は、経済情勢や原材料費の相場等を鑑み、毎年3月末日までに藤沢市防犯灯協力会と次年度の補修費単価にかかる協議を行うこととする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯電気料及び補修費補助に関する要綱は、平成25年4月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯電気料及び補修費補助に関する要綱は、平成26年4月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯電気料及び補修費補助に関する要綱は、平成27年4月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯電気料及び補修費補助に関する要綱は、平成28年4月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯補助金交付要綱は、平成29年4月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯補助金交付要綱は、平成30年4月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年2月15日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和7年11月14日から施行する。
2 改正後の別表2の規定は、令和8年1月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用し、同日前の補修に係る補修費の補助については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

<p>防犯灯の補助基準</p>	<p>1 使用灯具の基準</p> <p>(1) 灯具は自動点滅器付き10W以下のLED灯とする。</p> <p>(2) JR東海道線以南に設置する防犯灯は、塩害に高い耐久性を持つアルミダイカスト製（耐塩型）の灯具とする。</p> <p>(3) 市長が特に必要と認める防犯灯については、前2号の規定は適用しない。</p> <p>2 設置基準</p> <p>(1) 設置場所は、道路等に沿って建てられた電柱とする。ただし、近隣に共架できる電柱が無いなど、やむを得ない場合に限り専用柱を使用して設置することができる。</p> <p>(2) 車道と歩道が分離している場合は、歩道を照明するために設置すること。</p> <p>(3) 設置間隔は隣接する防犯灯及び道路等の照明に寄与する光源から2.5m以上であること。ただし、次の理由により、やむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>ア 隣接する防犯灯との間に著しい高低差又は曲線がある。</p> <p>イ 隣接する防犯灯と照明器具の向きが異なる。</p> <p>ウ 電柱の間隔が不均一で、他に共架する場所が無い。</p> <p>(4) 専用柱は鋼管ポールの強度を考慮し、電柱から2.5m以内とする。</p> <p>(5) 専用柱を設置する場合は、高さ6.3mの専用柱を使用する。ただし、車両の通行がない歩道等に設置する場合は、高さ5.5mの専用柱を使用する。</p> <p>(6) コア抜き工事を要する場所に専用柱を設置する場合は、その工事費用を自治会等が負担することを承諾した場合にのみ設置を許可する。</p> <p>(7) 灯具の設置高は、通常4.5mとする。ただし、車両の通行がない歩道等に設置する場合はそれ以下とすることができる。</p> <p>(8) 架空線の高さは、通常5mとする。ただし、車両の通行がない歩道等は4mとすることができる。</p> <p>(9) 道路等以外の照明を目的とした設置は行わない。</p> <p>(10) 行き止まりの道路については設置しない。ただし、概ね5戸以上の利用に供されている道路等の場合は、この限りではない。</p> <p>(11) 電柱から引き込みできない場所には設置しない。電線を延伸する中間柱を設置する場合、その経費は自治会等の全額自己負担とする。</p> <p>(12) 設置場所については、事前に隣接する住民と協議を行い、合意の上申請しなければならない。</p> <p>(13) 農地に隣接して設置する場合は、事前に農地所有者と協議を行い、合意の上申請しなければならない。</p>
-----------------	---

3 その他

この要綱に基づく設置費に係る補助金の交付を受けずに設置した防犯灯の撤去費については、事前に市防連と協議の上、市長が必要と認めるものに限る。

別表 2 (第 4 条関係)

防犯灯補修単価表			
年度防犯灯補修単価表			
No.	補修内容	単価(税抜)	説明
1	照明器具取替え【通常】 (電柱)	28,570円	10W以下のLED器具取替え【通常】
2	照明器具取替え【通常】 (5.5m専用柱)	29,560円	10W以下のLED器具取替え【通常】
3	照明器具取替え【通常】 (6.3m専用柱)	30,010円	10W以下のLED器具取替え【通常】
4	照明器具取替え【耐塩】 (電柱)	31,330円	10W以下のLED器具取替え【耐塩】
5	照明器具取替え【耐塩】 (5.5m専用柱)	32,320円	10W以下のLED器具取替え【耐塩】
6	照明器具取替え【耐塩】 (6.3m専用柱)	32,770円	10W以下のLED器具取替え【耐塩】
7	照明器具取替え【通常】 (小型水銀灯等→LED) (電柱)	38,760円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【通常】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
8	照明器具取替え【通常】(小型水銀灯 等→LED) (5.5m専用柱)	39,750円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【通常】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
9	照明器具取替え【通常】(小型水銀灯 等→LED) (6.3m専用柱)	40,220円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【通常】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
10	照明器具取替え【耐塩】(小型水銀灯 等→LED) (電柱)	41,520円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【耐塩】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
11	照明器具取替え【耐塩】(小型水銀灯 等→LED) (5.5m専用柱)	42,510円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【耐塩】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
12	照明器具取替え【耐塩】(小型水銀灯 等→LED) (6.3m専用柱)	42,960円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【耐塩】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
13	照明器具取替え【通常】 (位置替えに伴うもの)	13,740円	位置替えに伴う10W以下のLED器具取替え【通常】
14	照明器具取替え【耐塩】 (位置替えに伴うもの)	16,500円	位置替えに伴う10W以下のLED器具取替え【耐塩】
15	5.5m専用柱取替え	94,680円	専用柱代金及び雑材、修繕費 (既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
16	照明器具【通常】及び5.5m専用柱 の取替え	107,460円	照明器具【通常】代金及び専用柱代金及び雑材、 修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
17	照明器具【耐塩】及び5.5m専用柱 の取替え	110,220円	照明器具【耐塩】代金及び専用柱代金及び雑材、 修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)

No.	補修内容	単価(税抜)	説明
18	6.3m専用柱取替え	109,450円	専用柱代金及び雑材、修繕費 (既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
19	照明器具【通常】及び6.3m専用柱 の取替え	122,230円	照明器具【通常】代金及び専用柱代金及び雑材、 修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
20	照明器具【耐塩】及び6.3m専用柱 の取替え	124,990円	照明器具【耐塩】代金及び専用柱代金及び雑材、 修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
21	照明器具の位置替え (電柱→電柱の位置替え)	30,170円	照明器具の電柱等への位置替え・修繕費 (東電申請料・諸工費含む)
22	照明器具の位置替え (電柱→5.5m専用柱の位置替え)	104,870円	電柱取付け照明器具の専用柱への位置替え・修繕 費(東電申請料・諸工費含む)
23	照明器具の位置替え (電柱→6.3m専用柱の位置替え)	119,640円	電柱取付け照明器具の専用柱への位置替え・修繕 費(東電申請料・諸工費含む)
24	照明器具の位置替え (5.5m専用柱→電柱の位置替え)	42,740円	専用柱取付け照明器具の電柱への位置替え・修繕 費(既存柱撤去・東電申請料・諸工費含む)
25	照明器具の位置替え (6.3m専用柱→電柱の位置替え)	51,120円	専用柱取付け照明器具の電柱への位置替え・修繕 費(既存柱撤去・東電申請料・諸工費含む)
26	5.5m専用柱の位置替え (既存の柱を再利用する場合)	70,970円	既設柱・既設照明器具再利用の場合の位置替え・ 修繕費(既設基礎撤去、処分費含む)
27	6.3m専用柱の位置替え (既存の柱を再利用する場合)	79,800円	既設柱・既設照明器具再利用の場合の位置替え・ 修繕費(既設基礎撤去、処分費含む)
28	5.5m専用柱の位置替え (既存の柱の取替えを伴う場合)	113,250円	既設照明器具再利用の場合の位置替え・専用柱代 金及び雑材、修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤去 処理費含む)
29	6.3m専用柱の位置替え (既存の柱の取替えを伴う場合)	128,020円	既設照明器具再利用の場合の位置替え・専用柱 代金及び雑材、修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤 去処理費含む)
30	照明器具撤去(電柱取付けの場合)	23,100円	電柱取付け照明器具の撤去(東電への依頼を含 む)
31	照明器具・5.5m専用柱撤去	33,570円	照明器具及び専用柱の撤去 (既設基礎撤去、処分費、東電への依頼を含む)
32	照明器具・6.3m専用柱撤去	41,950円	照明器具及び専用柱の撤去 (既設基礎撤去、処分費、東電への依頼を含む)
33	点灯状況点検	4,520円	外線不良等、上記以外の不点灯の点検費
34	断線補修	10,970円	口出し線の断線修繕費
35	引込柱以降の内線不良補修(張替)	21,160円	引込柱、専用柱間の内線不良修繕費 (1経間あたり)

No.	補修内容	単価(税抜)	説明
36	引込柱以降の内線撤去	15,000円	引込柱、専用柱間の内線撤去(引込柱以降の専用柱及び照明器具撤去の場合。1経間あたり)
37	東京電力への連絡案件に関する経費	3,390円	撤去、外線不良等の連絡依頼(依頼の確認及び現場調査含む)
38	東京電力への申請案件に関する経費	6,790円	外線の変更を伴う位置替え等の申請(図面作成・申請費含む)
39	LED照明器具カバー取替え	14,140円	LED照明器具のカバー部分の取替え
40	LED照明器具遮光板取付け	24,130円	LED照明器具に遮光板を取付ける修繕費
41	照明器具の方向変え	10,810円	電柱及び専用柱取付け照明器具の方向替え
42	木柱・コンクリート製専用柱の撤去	～100,000円	木柱及びコンクリート製専用柱の撤去
43	その他の補修	実費	上記に記載以外の補修については、1灯1回あたり52,900円を上限に補助する。これを超える経費については自治会・町内会等の自己負担とする。

※JR東海道線以南については、塩害の影響を考慮しアルミダイカスト製灯具(耐塩型)を使用。

※上記単価表にはコンクリート等の掘削、復旧に係る費用は含まず、当該費用が生じる場合は自治会・町内会等の自己負担とする。

別表 3 (第 4 条関係)

防犯灯新設単価表			
No.	設置形態	使用器具	単価(税抜)
1	東電柱、N T T 柱への共架	10W以下LED防犯灯【通常】	35,360円
2	〃	10W以下LED防犯灯【耐塩】	38,120円
3	5.5m専用柱の新設	10W以下LED防犯灯【通常】	114,250円
4	〃	10W以下LED防犯灯【耐塩】	117,010円
5	6.3m専用柱の新設	10W以下LED防犯灯【通常】	129,020円
6	〃	10W以下LED防犯灯【耐塩】	131,780円
7	引込柱以降の内線敷設		21,000円

※ J R 東海道線以南については、塩害の影響を考慮しアルミダイカスト製灯具（耐塩型）を使用。

※ 上記単価表には次の費用は含まず、次の費用が生じる場合は自治会・町内会等の自己負担とする。

- ・コンクリート等の掘削、復旧に係る費用
- ・その他特殊作業を行う場合の費用

第1号様式（第5条関係）

防犯灯電気料補助金交付申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

団 体 名

代表者氏名

申請者

住 所

電 話 番 号

次のとおり申請します。

1 事業名	事業	2 施行場所						
3 申請期間	年 月 日 ~ 年 月 日							
4 事業概要	防犯灯の電気料の支払い							
5 金額	円							
6 振込先口座	金融機関名					支店名		
	金融機関コード					店番号		
	口座番号						口座種別 ・普通・当座 ・その他	
	口座名義	(カナ)						
		(名称)						
7 添付書類								

防犯灯種別	ワット数	灯数	月分	単価	金額
①白熱灯 ②蛍光灯 ③水銀灯 ④LED灯			4		
			5		
			6		
			7		
			8		
			9		
			10		
			11		
			12		
			1		
			2		
			3		
			①白熱灯 ②蛍光灯 ③水銀灯 ④LED灯		
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
①白熱灯 ②蛍光灯 ③水銀灯 ④LED灯					4
			5		
			6		
			7		
			8		
			9		
			10		
			11		
			12		
			1		
			2		
			3		

防犯灯補修費補助金交付申請書（自治会等）

年 月 日					
藤 沢 市 長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 団 体 名 代表者氏名 申請者 住 所 電 話 番 号 </div> 次のとおり申請します。					
事 業 名					
補 修 費 の 内 訳	防犯灯 番号	所 在 地	補 修 内 容	補修金額	補助金額
合 計					
振 込 口 座	金融機関名			交付灯数	
	支 店 名			交 付 額	
	口座種別 普通・当座・その他（ ）			添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 振込先口座の 通帳の写し
	口座番号				
	フリガナ				
	名 義 人				

※ 太枠内を記入してください。

※ 振込先口座の口座番号、名義がわかるよう通帳の写しを必ず添付してください。

防犯灯補修費補助金交付申請書（協力会）

年 月 日

藤 沢 市 長

団 体 名

申請者 所 在 地

代表者氏名

次のとおり申請します。

1 事 業 名	
2 補修事業者名	
3 金 額	
4 補 修 灯 数	
5 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 防犯灯補修費請求書 <input type="checkbox"/> 補修費補助金自治会別一覧表

防犯灯設置費補助金交付申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

団 体 名

申請者 所 在 地

代表者氏名

次のとおり申請します。

1 事 業 名	
2 設置事業者名	
3 金 額	
4 設 置 場 所	
5 設 置 灯 数	
6 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業収支予算書（第5号様式） <input type="checkbox"/> 事業計画説明書 <input type="checkbox"/> 自治会別設置内訳書 <input type="checkbox"/> 防犯灯設置申請書の写し

事業収支予算書

(収入の部)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

(支出の部)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

様

藤沢市長

防犯灯補助金交付・不交付決定通知書

貴団体から申請のあった防犯灯の補助金について、次のとおり決定しましたので、お知らせします。

1 申請事業名	事業							
2 補助金種別	電気料 ・ 補修費 ・ 設置費							
3 審査結果	交付する ・ 交付しない							
4 決定灯数								
5 決定金額	千	百	十	万	千	百	十	円
6 補助金の全部または一部を交付しない理由								
7 条件								
8 指示事項								

事業着手届

年 月 日					
藤 沢 市 長					
団 体 名 届出人 代表者氏名 住 所					
次のとおり届け出ます。					
1 事 業 名	事 業				
2 施 行 場 所	藤沢市				
3 着 手 年 月 日	年 月 日				
4 添 付 書 類					
上記のとおり届け出がありました。				供 覧	. .
課 長	課長補佐	主 査	担 当	閲 了	. .
				調 査	. .

事業完了届

年 月 日					
藤 沢 市 長					
団 体 名 届出人 代表者氏名 住 所					
次のとおり届け出ます。					
1 事 業 名	事 業				
2 施 行 場 所	藤沢市				
3 着 手 年 月 日	年 月 日				
4 完 成 年 月 日	年 月 日				
上記の届け出により次のとおり確認しました。					
検 査 . .					
課 長	課長補佐	主 査	担 当	調 査	起 案 . .
					決 裁 . .
調査記事					

防犯灯設置状況変更届出書

年 月 日

藤 沢 市 長

団 体 名
届出人 代表者氏名
住 所
電 話 番 号

次のとおり届け出ます。

防犯灯 番号	変 更 前				変 更 事 由	変 更 後				
	灯種	消費 電力 (W)	柱種	電 柱 番 号		灯種	消費 電力 (W)	柱種	電 柱 番 号	変 更 年 月
①白熱灯 ②蛍光灯 ③水銀灯 ④LED灯	①東電柱 ②NTT柱 ③専用柱	①撤去 ②移設 ③灯具 取替 ④新規 ⑤移管	①LED灯		①東電柱 ②NTT柱 ③専用柱					

添付書類 防犯灯の位置図
灯具仕様書

注意事項

- ・灯具や消費電力(W)の変更、及び、変更にあたっての設置の基準は、要綱別表1を準用します。
- ・灯具は、原則LED灯以外には取り替えることはできません。

上記のとおり届出がありました。

課長	課長補佐	主査	担当	収 受	
				供 覧	
				閱 了	

第11号様式（第10条関係）

事業計画変更承認申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

団 体 名
 申請者 代表者氏名
 住 所
 電 話 番 号

次のとおり申請します。

1 事業名	事業
2 施行場所	
3 変更する内容	
4 変更前の事業費	
5 変更後の事業費	
6 変更年月日	年 月 日
7 添付書類	

(事務処理欄)

事業計画変更承認通知書

年 月 日								
様								
藤沢市長								
貴団体からの防犯灯補助金事業計画変更承認申請について、次のとおり承認 します。								
1 事業名	事業							
2 変更後の補助金額	千	百	十	万	千	百	十	円
3 条件								
4 指示事項								

事業実績報告書

藤 沢 市 長	年 月 日
団 体 名 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
次のとおり報告します。	
1 事業名	事業
2 施行場所	
3 事業費	円
4 補助金額	円
5 着手年月日	年 月 日
6 完了年月日	年 月 日
7 経過と内容	
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書
(事務処理欄)	

第14号様式（第12条関係）

事業完了届兼事業実績報告書

年 月 日	
藤 沢 市 長	
団 体 名 代表者氏名 住 所 電 話 番 号	
次のとおり報告します。	
1 事業名	事業
2 施行場所	
3 事業費	円
4 補助金額	円
5 着手年月日	年 月 日
6 完了年月日	年 月 日
7 経過と内容	
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書（第15号様式）
(事務処理欄)	

第15号様式（第12条関係）

収支決算書

（収入の部）

区 分	予算額	決算額	増減(△)	摘 要
合 計				

（支出の部）

区 分	予算額	決算額	増減(△)	摘 要
合 計				

『防犯灯マニュアル』

発行 2026年(令和8年)6月

作成 藤沢市防犯連合協議会

問い合わせ

藤沢市防犯連合協議会事務局(藤沢市防犯交通安全課内)

電話 : 0466(50)8250

FAX : 0466(50)8438

e-mail: fj-bouhan@city.fujisawa.lg.jp

